

令和５年度第２回北本市男女共同参画審議会 補足説明資料

北本市では、パートナーシップ宣誓制度を令和２年度に開始しました。制度開始にあたっては、男女共同参画審議会でご審議いただいております。その改正となりますので、お忙しい中とは存じますが、改めてご審議いただきたいと思います。なお、改正は令和６年４月１日を予定しています。

資料１ 北本市パートナーシップ宣誓制度（概要）

現在の北本市パートナーシップ宣誓制度についての概要です。制度開始から現在までの利用者は２件となります。

資料２－１ パートナーシップ制度に係る連携に関する協定書（案）

川越市より示された、パートナーシップ制度の自治体間連携の協定書（案）となります。

資料３ 北本市パートナーシップ宣誓制度一部改正（案）

イ ファミリーシップの導入

ファミリーシップの定義は、市町村により異なります。北本市では、「生計を同じくする養子を含む子、養親を含む親、その他市長が認める者」について対象とする予定です。

資料３－１ 埼玉県内ファミリーシップ導入自治体一覧

埼玉県内でファミリーシップを導入済みの市町村一覧となります。灰色となっている部分が、北本市が採用したいと考えている部分です。

資料４ 北本市パートナーシップ宣誓制度一部改正（案）

ウ その他修正

（オ）宣誓カードに医療機関への意思表示面を追加

先日開催したＬＧＢＴＱ講座講師からの指摘を受け、意思表示が困難な場合でも、本人の意向を自署により示せるよう、宣誓証明書カードに医療機関への意思表示面を追加するものです。